

1 身体障害者手帳障がい程度等級

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれらと機能の障害	体			自	由	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹			心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	視力の良い方の視力の視力(万国式視力表)によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のも				1 両上肢の機能を全廃したものと 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものと 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	心臓機能障害 心臓の機能により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓機能障害 じん臓の機能により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器機能障害 呼吸器の機能により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害 ぼうこう又は直腸の機能により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸機能障害 小腸の機能により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓機能障害 肝臓の機能により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の視力の視力が0.02以上0.03以下のも 2 視力の良い方の視力の視力が0.04かつ地方の視力が0.04かつ手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視線による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視線による。以下同じ。)が28度以下のも 4 両眼開放視点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能を著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上前の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものと	1 両下肢の機能を著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の視力の視力が0.04以上0.07以下のも(2級の2)に該当するものを除く。 2 視力の良い方の視力の視力が0.08かつ地方の視力が0.08かつ手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のも 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に挿しなげれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	高声機能、言語機能又はそれらと機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひもとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひもとさし指の機能を全廃したものと 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものと	1 両下肢をショパ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものと	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又ははそしゃく機能の障害		肢			体			自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害				
4級	<ol style="list-style-type: none"> 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 両眼開放視認点数が70点以下のもの 	<ol style="list-style-type: none"> 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければはしゃく機能の障害) 両耳による普通話の最良の聴音明瞭度が50パーセント以下のもの 	<ol style="list-style-type: none"> 両上肢のおや指を欠くもの 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害 	<ol style="list-style-type: none"> 両下肢のすべての指を欠くもの 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 一下肢を下肢の2分の1以上欠くもの 一下肢の機能の著しい障害 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 一下肢が健側と比較して10センチメートル以上又は寸分の1以上短いもの 	<ol style="list-style-type: none"> 両上肢のおや指の機能を著しい障害 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 一上肢のおや指を欠くもの 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害 	<ol style="list-style-type: none"> 一上肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 一下肢が健側と比較して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの 	体幹の機能の著しい障害	<ol style="list-style-type: none"> 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの 不随意運動・失調等による移動機能障害 	<ol style="list-style-type: none"> 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 										
5級	<ol style="list-style-type: none"> 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 両眼中心視野角度が56度以下のもの 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 		平衡機能の著しい障害																

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢		体	不	自	由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
				上肢	下肢				上肢機能	移動機能								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの		1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害			乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能 不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの										
7級				1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの			上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの										
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を動案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中指指骨関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕)においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの(ものを)をもちて計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>																	

2 療育手帳の障がい程度について

区 分	内 容
A判定（重度）	<p>知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 食事・着脱衣・排便及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方</p> <p>(2) 頻繁なてんかん様発作または失禁・異食・寡動その他の問題行動を有し監護を必要とする方</p> <p>(3) 盲・ろうあ、または肢体不自由を有する方であって知能指数がおおむね 50 以下である方</p>
B判定（中・軽度）	上記以外の知的障がいの方

※障がい程度は日常生活、社会生活などの能力を総合的に判断するため、知能指数だけでは一概に区分できません。

※判定は北海道心身障害者総合相談所又は函館児童相談所にて行います。

3 精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（1級）

等 障 級 が い	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がい（活動制限）の状態
1 級 （精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 統合失調症によるものであっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 気分（感情）障がいによるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記 1. 2 に準じるもの てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状が高度であるもの 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度なもの 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度なもの 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 家族や知人・近隣等の適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 <p>（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）</p>

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（2～3級）

障 が い の 等 級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がいの状態
2 級 又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものであっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障がいによるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取が援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことが援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3 級 日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの (精神障がいであつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものであっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、その症状は著しくはないが、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持を自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理能力や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

4 障害者総合支援法の対象疾病一覧（361 疾病）

1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合	91	結節性多発動脈炎
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	92	血栓性血小板減少性紫斑病
3	IgA 腎症	48	潰瘍性大腸炎	93	限局性皮質異形成
4	IgG4 関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症	94	原発性局所多汗症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱	95	原発性硬化性胆管炎
6	アジソン病	51	家族性良性慢性天疱瘡	96	原発性高脂血症
7	アッシャー症候群	52	カナバン病	97	原発性側索硬化症
8	アトピー性脊髄炎	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群	98	原発性胆汁性胆管炎
9	アペール症候群	54	歌舞伎症候群	99	原発性免疫不全症候群
10	アミロイドーシス	55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラン スフェラーゼ欠損症	100	顕微鏡の大腸炎
11	アラジール症候群	56	カルニチン回路異常症	101	顕微鏡的多発血管炎
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性	102	高 IgD 症候群
13	アレキサンダー病	58	肝型糖原病	103	好酸球性消化管疾患
14	アンジェルマン症候群	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	環状 20 番染色体症候群	105	好酸球性副鼻腔炎
16	イソ吉草酸血症	61	関節リウマチ	106	抗糸球体基底膜腎炎
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症	107	後縦靭帯骨化症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	眼皮皮膚白皮症	108	甲状腺ホルモン不応症
19	1p36 欠失症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	109	拘束型心筋症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウェイ・モワト症候群	110	高チロシン血症 1 型
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症	111	高チロシン血症 2 型
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜壊死	112	高チロシン血症 3 型
23	遺伝性睥炎	68	球脊髄性筋萎縮症	113	後天性赤芽球癆
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎	114	広範脊柱管狭窄症
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊椎炎	115	膠様滴状角膜ジストロフィー
26	ウィリアムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎	116	抗リン脂質抗体症候群
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	117	コケイン症候群
28	ウエスト症候群	73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	118	コステロ症候群
29	ウェルナー症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	119	骨形成不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	120	骨髄異形成症候群
31	ウルリッヒ病	76	筋萎縮性側索硬化症	121	骨髄線維症
32	HTLV-1 関連脊髄症	77	筋型糖原病	122	ゴナドトロピン分泌亢進症
33	ATR-X 症候群	78	筋ジストロフィー	123	5p 欠失症候群
34	ADH 分泌異常症	79	クッシング病	124	コフィン・シリス症候群
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群	125	コフィン・ローリー症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	126	混合性結合組織病
37	エプスタイン病	82	クルーゾン症候群	127	鰓耳腎症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症	128	再生不良性貧血
39	遠位型ミオパチー	84	グルタル酸血症 1 型	129	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
40	円錐角膜	85	グルタル酸血症 2 型	130	再発性多発軟骨炎
41	黄色靭帯骨化症	86	クロウ・深瀬症候群	131	左心低形成症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病	132	サルコイドーシス
43	大田原症候群	88	クローンカイト・カナダ症候群	133	三尖弁閉鎖症
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	痙攣重症型（二相性）急性脳症	134	三頭酵素欠損症
45	オスラー病	90	結節性硬化症	135	CFC 症候群

136	シェーグレン症候群	187	先天性魚鱗癬	238	特発性基底核石灰化症
137	色素性乾皮症	188	先天性筋無力症候群	239	特発性血小板減少性紫斑病
138	自己食空胞性ミオパチー	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	240	特発性血栓症 (遺伝性血栓症素因によるものに限る。)
139	自己免疫性肝炎	190	先天性三尖弁狭窄症	241	特発性後天性全身性無汗症
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	191	先天性腎性尿崩症	242	特発性大腿骨頭壊死症
141	自己免疫性溶血性貧血	192	先天性赤血球形成異常性貧血	243	特発性多中心性キャスルマン病
142	四肢形成不全	193	先天性僧帽弁狭窄症	244	特発性門脈圧亢進症
143	シトステロール血症	194	先天性大脳白質形成不全症	245	特発性両側性感音難聴
144	シトリン欠損症	195	先天性肺静脈狭窄症	246	突発性難聴
145	紫斑病性腎炎	196	先天性風疹症候群	247	ドラベ症候群
146	脂肪萎縮症	197	先天性副腎低形成症	248	中條・西村症候群
147	若年性特発性関節炎	198	先天性副腎皮質酵素欠損症	249	那須・ハコラ病
148	若年性肺気腫	199	先天性ミオパチー	250	軟骨無形成症
149	シャルコー・マリー・トゥース病	200	先天性無痛無汗症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
150	重症筋無力症	201	先天性葉酸吸収不全	252	22q11.2 欠失症候群
151	修正大血管転位症	202	前頭側頭葉変性症	253	乳幼児肝巨大血管腫
152	ジュベール症候群関連疾患	203	早期ミオクロニー脳症	254	尿素サイクル異常症
153	シュワルツ・ヤンベル症候群	204	総動脈幹遺残症	255	ヌーナン症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	205	総排泄腔遺残	256	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
155	神経細胞移動異常症	206	総排泄腔外反症	257	脳髄黄色腫症
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	207	ソトス症候群	258	脳表ヘモジデリン沈着症
157	神経線維腫症	208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	259	膿疱性乾癬
158	神経フェリチン症	209	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	260	嚢胞性線維症
159	神経有棘赤血球症	210	大脳皮質基底核変性症	261	パーキンソン病
160	進行性核上性麻痺	211	大理石骨病	262	バージャー病
161	進行性骨化性線維異形成症	212	ダウン症候群	263	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
162	進行性多巣性白質脳症	213	高安動脈炎	264	肺動脈性肺高血圧症
163	進行性白質脳症	214	多系統萎縮症	265	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
164	進行性ミオクローヌステんかん	215	タナトフォリック骨異形成症	266	肺胞低換気症候群
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	216	多発血管炎性肉芽腫症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	217	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	268	バッド・キアリ症候群
167	スタージ・ウェーバー症候群	218	多発性軟骨性外骨腫症	269	ハンチントン病
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	219	多発性嚢胞腎	270	汎発性特発性骨増殖症
169	スミス・マギニス症候群	220	多脾症候群	271	PCDH19 関連症候群
170	スモン	221	タンジール病	272	非ケトーシス型高グリシン血症
171	脆弱 X 症候群	222	単心室症	273	肥厚性皮膚骨膜炎
172	脆弱 X 症候群関連疾患	223	弾性線維性仮性黄色腫	274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
173	成人スチル病	224	短腸症候群	275	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
174	成長ホルモン分泌亢進病	225	胆道閉鎖症	276	肥大型心筋症
175	脊髄空洞症	226	遅発性内リンパ水腫	277	左肺動脈右肺動脈起始症
176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	227	チャージ症候群	278	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
177	脊髄髄膜瘤	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	279	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症
178	脊髄性筋萎縮症	229	中毒性表皮壊死症	280	ビッカースタッフ脳幹脳炎
179	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	230	腸管神経節細胞僅少症	281	非典型溶血性尿毒症症候群
180	前眼部形成異常	231	TSH 分泌亢進症	282	非特異性多発性小腸潰瘍症
181	全身性エリテマトーデス	232	TNF 受容体関連周期性症候群	283	皮膚筋炎 / 多発性筋炎
182	全身性强皮症	233	低ホスファターゼ症	284	びまん性汎細気管支炎
183	先天性異常症候群	234	天疱瘡	285	肥満低換気症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	286	表皮水疱症
185	先天性核上性球麻痺	236	特発性拡張型心筋症	287	ヒルシウスブルング病 (全結腸型又は小腸型)
186	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症	237	特発性間質性肺炎	288	VATER 症候群

289	ファイファー症候群	313	片側巨脳症	337	もやもや病
290	ファロー四徴症	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	338	モワット・ウイルソン症候群
291	ファンコニ貧血	315	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	339	薬剤性過敏症候群
292	封入体筋炎	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症	340	ヤング・シンプソン症候群
293	フェニルケトン尿症	317	ポルフィリン症	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
294	フォンタン術後症候群	318	マリネスコ・シェーグレン症候群	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	319	マルファン症候群	343	4p 欠失症候群
296	副甲状腺機能低下症	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	344	ライソゾーム病
297	副腎白質ジストロフィー	321	慢性血栓性肺高血圧症	345	ラスマッセン脳炎
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	322	慢性再発性多発性骨髄炎	346	ランゲルハンス細胞組織球症
299	ブラウ症候群	323	慢性睚炎	347	ランドウ・クレフナー症候群
300	ブラダー・ウィリ症候群	324	慢性特発性偽性腸閉塞症	348	リジン尿性蛋白不耐症
301	プリオン病	325	ミオクロニー欠神てんかん	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
302	プロピオン酸血症	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	350	両大血管右室起始症
303	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	327	ミトコンドリア病	351	リンパ管腫症/ゴーハム病
304	閉塞性細気管支炎	328	無虹彩症	352	リンパ脈管筋腫症
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	329	無脾症候群	353	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
306	ベーチェット病	330	無βリポタンパク血症	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
307	ベスレムミオパチー	331	メーブルシロップ尿症	355	レーベル遺伝性視神経症
308	ヘパリン起因性血小板減少症	332	メチルグルタコン酸尿症	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
309	ヘモクロマトーシス	333	メチルマロン酸血症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
310	ベリー症候群	334	メビウス症候群	358	レット症候群
311	ペルーシド角膜辺縁変性症	335	メンケス病	359	レノックス・ガストー症候群
312	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	336	網膜色素変性症	360	ロスムンド・トムソン症候群
				361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

経過的に対象となっている疾病

○下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

* 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成 27 年 1 月 1 日以降に対象外になった疾病

劇症肝炎	重症急性睚炎
------	--------

② 平成 27 年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

肝外門脈閉塞症	視神経症	肝内結石症
神経性過食症	偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性 QT 延長症候群	グルココルチコイド抵抗症
TSH 受容体異常症	原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔鱗	フィッシャー症候群	好酸球性筋膜炎
メニエール病		

③ 令和元年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

正常水頭症
